

桑名駅西地区

区画整理ニュース 第81号

【発行】
桑名駅周辺
整備事務所

工事施工業者が確定しました

■今年度も工事を進めます

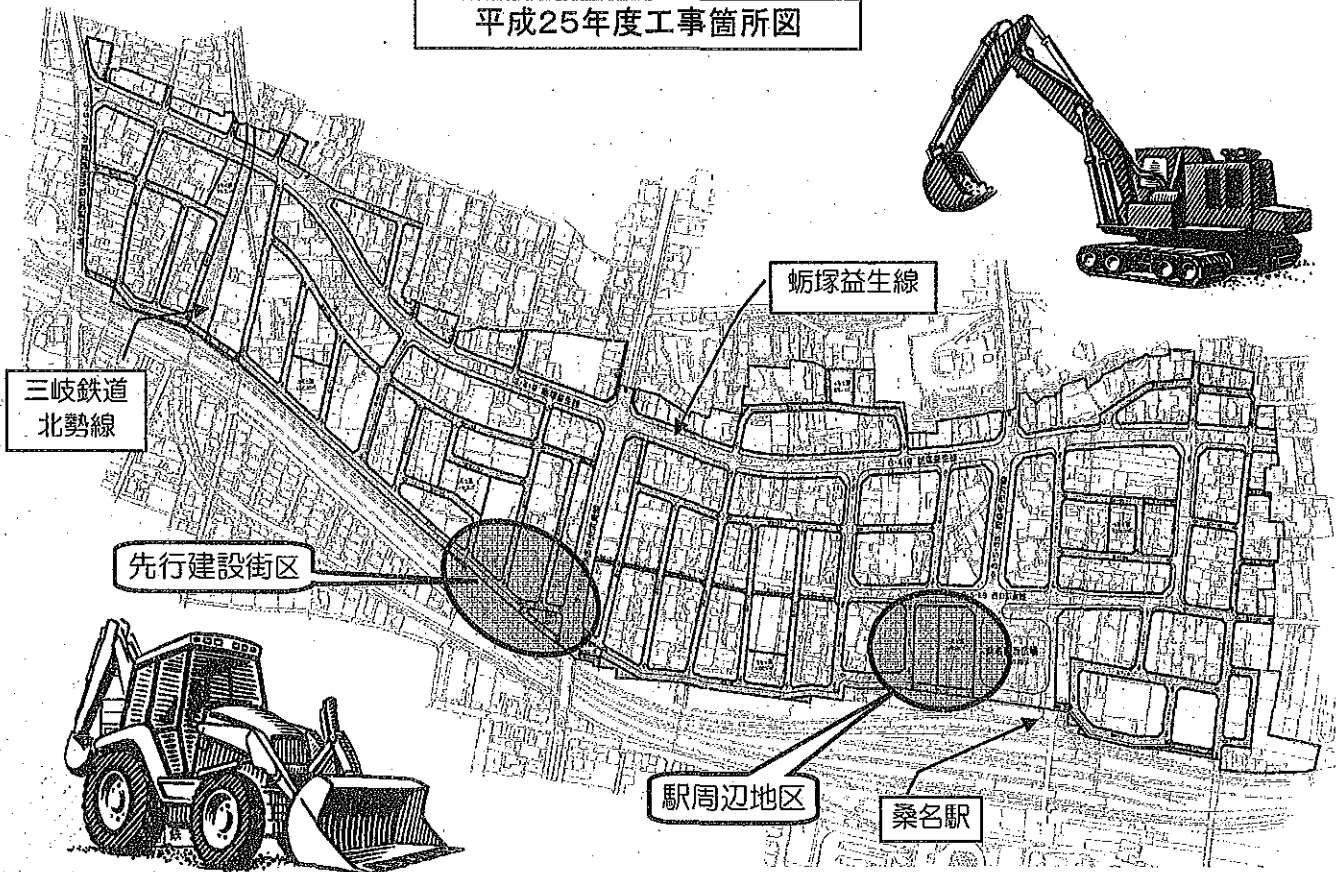
今年度も引き続き、先行建設街区及び駅周辺地区において工事を行います。
発注が若干遅れてましたが、工事施工業者が確定しました。

- 9-2号道路整備他工事（先行建設街区）
工事施工業者：新成テック㈱
- 暫定駅前広場整備工事（第1工区）（駅周辺地区）
工事施工業者：㈱佐藤組

また、工事の際には交通規制等で、何かとご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。



平成25年度工事箇所図



■第21回土地区画整理審議会を開催

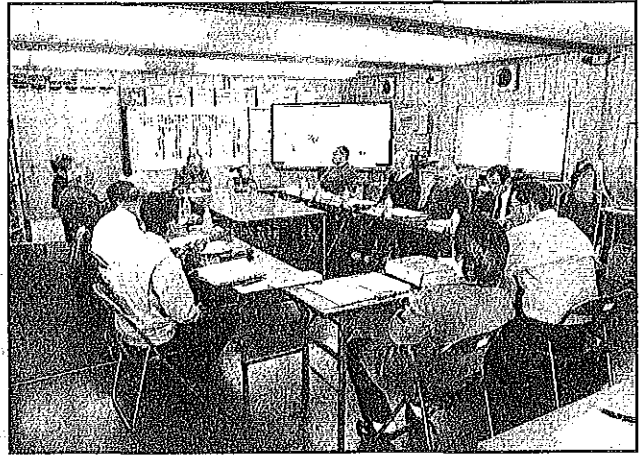
平成25年11月22日、事務所会議室において、第21回土地区画整理審議会を開催しました。

審議会には、

- ① 評価員の選任同意について
- ② 仮換地の一部指定変更について
- ③ 仮換地指定の軽微な変更の取扱いの一部変更について

を諮問し、原案に異議のない旨答申をいただきました。

また、仮換地指定の軽微な変更について報告しました。



【審議会の様子】

— 桑名駅周辺整備事務所から —

■不動産取得税（県税）の取り扱いについて

通常、土地を買ったり家を新築すると、県税事務所から「不動産取得税」の納付書が送付されてきます。しかし、土地区画整理事業により移転した建物については、新しい建物の評価額から元の建物の評価額を差し引いた額、つまり、評価上良くなった分について課税するという特例が設けられています。（面積要件：50㎡～240㎡）

軽減措置が受けられますので、納付する前に桑名県税事務所にお問い合わせください。

（問い合わせ先：桑名県税事務所 ☎(0594) 24-3614）

■権利変動届が必要です

仮換地指定後に権利の変動（相続・贈与・譲渡など）がある場合は、「権利変動届書」の提出が必要ですので、該当する方は事務所までお問い合わせください。

（届出用紙は事務所にあります。）

また、今後、相続登記手続きを考えてみえる方は、事業区域内の土地・建物についてのみ登録免許税の減免措置が受けられますので、事前に事務所までご相談ください。

■事業用地の無断使用はできません

市が事業用地として取得した土地は無断使用ができません。一時使用の希望がある場合は、「行政財産使用許可申請書」の提出が必要ですので、事務所まで申し出ください。（申請書は事務所にあります。）

なお、申請書の提出にあたっては、必要事項を記入し押印の上、使用希望日の1週間前には事務所に提出してください。（決裁の都合上、許可書の発行に時間がかかります。）

— あとがき —

昨年は、台風や大雨による災害が多発し、日本各地に大きな傷跡を残しました。あらためて、自然災害の恐ろしさを知るとともに、災害に強いまちづくりの必要性を痛感しました。

駅西地区も、災害に強く人にやさしいまちづくりを進めていきたいと思っております。

